



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 4 月 23 日

紀の川市長 中村 慎司



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

紀の川市全域（尼寺地域を除く）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 2 月 22 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 法人 6、個人 6 7、集落営農 0

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 今後の地域農業のあり方

- ・地域の中心となる経営体に農地を集積し、農地の流動化・耕作放棄地の解消など農地の保全を図る。
- ・新規就農者や女性農業者への支援、担い手の育成と確保により、持続的で力強い地域農業の実現や地域の活性化を目指す。
- ・生産力の強化、販売力の強化など高品質生産による産地化を図る。
- ・6 次産業化に向けた農業者グループの育成や特産果実を用いた加工品の開発などにより地域の活性化を図る。